

「各種預金取引における休眠預金等活用法にもとづく異動事由」

1. 休眠預金等活用法にかかる異動事由

当行は、下記2. に示す預金等について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

I.<全金融機関共通の異動事由>

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、下記2. に示す預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。
（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - a 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - b 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

II.<当行が行政庁に認可を受けた異動事由>

- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限りします。）もしくは繰り越しがあったこと。
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと。
 - a 普通預金における預金種別の変更（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の預金種別の変更に限りします。）
 - b 移管（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限りします。）
- ⑥ 総合口座取引規定、通知預金規定、定期預金共通規定、貯蓄総合口座規定にもとづく他の預金について、上記各項に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

2. 預金等ごとの異動事由

預金等の種類	預金ごとの異動事由	上記1.II の 該当番号
当座預金	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下本表において「規則」という。）第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による移管（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。）	⑤

預金等の種類	預金ごとの異動事由	上記1.Ⅱの 該当番号
普通預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。）、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による預金種別の変更及び移管（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の預金種別の変更及び移管に限る。）	④、⑤
普通預金（決済用普通預金）	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。）、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による預金種別の変更及び移管（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の預金種別の変更及び移管に限る。）	④、⑤
納税準備預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。）、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。）	④、⑤
貯蓄預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。）、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。）	④、⑤
別段預金	規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による移管（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。）	⑤
期日指定定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。）、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。）、同項第6号	④、⑤、⑥

預金等の種類	預金ごとの異動事由	上記1.Ⅱの 該当番号
自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期預金)	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。)、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管(旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。)、同項第6号	④、⑤、⑥
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。)、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管(旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。)、同項第6号	④、⑤、⑥
変動金利定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。)、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管(旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。)、同項第6号	④、⑤、⑥
据置型定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。)、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管(旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。)、同項第6号	④、⑤、⑥
おまとめ積立定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。)、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管(旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。)、同項第6号	④、⑤、⑥

預金等の種類	預金ごとの異動事由	上記1.Ⅱの 該当番号
積立定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。）、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。）、同項第6号	④、⑤、⑥
定期積金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。）、同項第6号	④、⑤
通知預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳や証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。）、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の移管に限る。）、同項第6号	④、⑤、⑥
総合口座	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の記帳に限る。）、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による預金種別の変更及び移管（旧福邦銀行は平成31年1月1日以降の預金種別の変更及び移管に限る。）、同項第6号	④、⑤、⑥
貯蓄総合口座	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳をする取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管、同項第6号	④、⑤、⑥
非居住者円普通預金	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳をする取引が無かった場合を除く。）、繰越、同項第3号のうち預金者等の申出による移管	④、⑤